

学校法人大阪医科薬科大学  
「危機管理」基本マニュアル

|          |      |
|----------|------|
| 平成28年11月 | (初版) |
|----------|------|

## はじめに

学校法人大阪医科薬科大学が約一世紀の永きに亘って積み重ねてきた輝かしい伝統は、卒業生をはじめ、在校生、教職員、患者様、地域社会、その他多くのステークホルダーの皆様方のご理解やご支援の賜物であり、共に築き上げてきた成果であると言っても過言ではありません。本法人が次なる世紀に向けた成長を成し遂げるためには、教育・研究・診療面という極めて公共性の高い使命を着実に成し遂げるだけでなく、法人経営上の重要な要素である「危機管理」を適切に運用し、堅実な経営を進めるとともに、社会の持続的発展に貢献していく必要があります。とりわけ、最近の本法人の経営は、教育・研究活動にはじまり、附属病院における診療活動まで幅が広く、その対象が学生・生徒から患者様や企業、地方公共団体等幅広い領域に及んでいます。特にここ数年は、大阪医科大学と高槻中学校・高等学校ならびに大阪薬科大学との合併、三島南病院の開院、中央手術棟の完成、BNC Tプロジェクトの始動など、従来にも増して経営の複雑化と拡大が進んでいます。一方で、最近は世界各地で火山活動や地震・津波など自然災害が多発しており、私達の経営に悪影響をもたらす可能性がある自然災害の発生の危険性も高まっています。

こうした経営環境下、私達は日常活動や自然災害等から生ずる可能性があるあらゆるリスク・危機に対し、「危機管理」の仕組や体制を見直し、潜在的リスクを把握し未然の防止策を講ずるとともに、生じた危機に対する即応体制の確立と訓練、教育などに対応できるようにしておくことが求められます。

そこで、学生・生徒を含めた全教職員が「危機管理」の重要性を理解し、日常活動の中で実践可能な「危機管理」に係る基本マニュアルを作成することと致しました。この基本マニュアルは日常活動における起こり得るリスクを把握し、それを予防、低減、回避策を検討するとともに、災害等の危機が生じた場合の迅速な体制の確立と重要な事業内容の迅速な復旧を支援します。現在すでに有効に活動している災害対策委員会等の既存の活動との融合を図ります。また、本法人は、学校法人全体を統括する「法人」、教育・研究活動を担う「大学、中学校・高等学校」、診療活動を担う「附属病院・分院」と、それぞれの役割が異なる縦割り構造であること、教育・研究分野でも、中等教育と高等教育のすみ分けがあり、理事長以下マネジメントは常にタイムリーかつ的確に経営上の危機管理全般を「見える化」を通じて状況把握し、管理する仕組みの構築が求められています。リスク

の極小化や排除等は、経営の安定化につながり学生・生徒を含む全教職員に安全で安心な職場を提供することにも繋がります。

平成28年11月  
学校法人大阪医科薬科大学  
理事長 植木 實

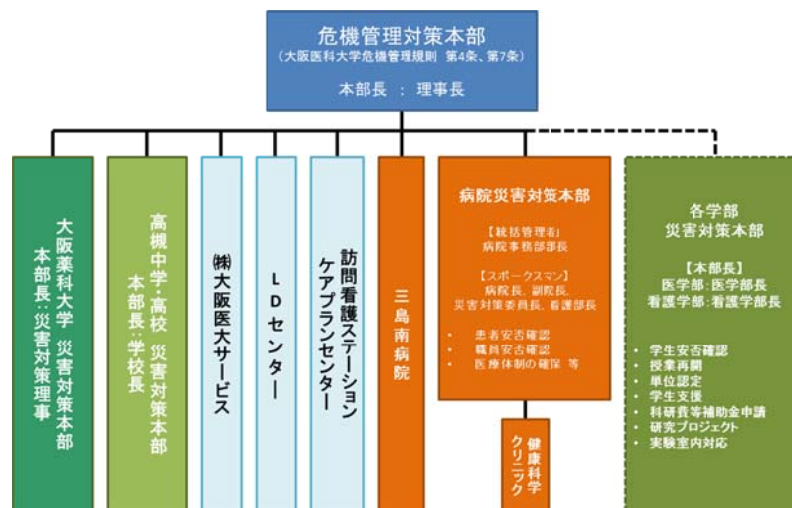
# 1. 学校法人大阪医科薬科大学の「危機管理」に関する基本的な考え方

## 1) 「危機管理活動を通じた社会的責任」

学校法人大阪医科薬科大学は、教育・研究・診療分野を通じて地域の中核拠点（COC=Center Of Community）として重要な役割を担っており、最近の組織と活動の拡がりとともに、日々の活動を通じて関わっているステークホルダーは増える一方であり、本法人が危機管理を通じて社会的責任を果たすことが、即ちサステナビリティ先進大学としての役割を果たすことにつながります。（Osaka Medical College Sustainability Report 2015）#

## 2) 「危機に対する未然防止」

このように日々拡大し活発化する活動環境下にあつて、多くの分野でトラブルに発展しかねない危険性は常に存在していると言っても過言ではなく、これらを未然に防ぎ、好ましくない事態に対して迅速かつ的確な対応をとることは、学校法人経営上の重要な課題といえ、そのために健全かつ効率的な組織づくりや活動を行っていくことが常に求められています。



### 3) 「ステークホルダーエンゲージメント」

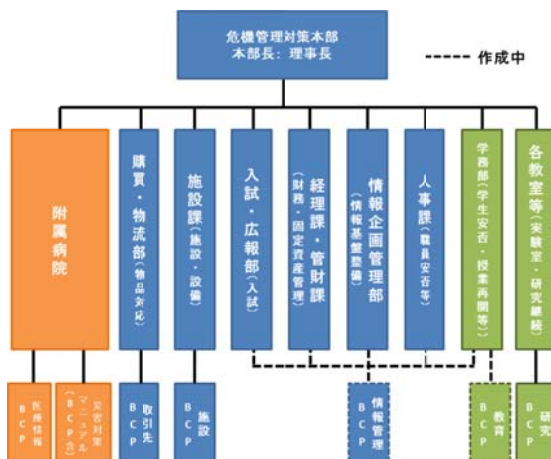
学生・生徒や教職員、校内で働く取引業者をはじめとするステークホルダーの信頼と共感を得て、向上していく学校法人経営の実現は常に求められており、その一環として学校法人大阪医科薬科大学全体の「危機管理」システムを見直し、適切に機能させていくことは、厳しい経営環境を生き抜くための必須条件であり、全関係者がその重要性を理解し、日常活動の中で実践していくことが求められます。



(引用：Osaka Medical College Sustainability Report :14-15, 2015)

### 4) 「事業継続計画（BCP）」

大災害等の発生時、顕在化した危機に対し、迅速かつ的確に避難し救護活動を行うとともに、事業継続計画＝BCP：Business Continuity Plan) に沿って事業・業務を速やかに建て直し、再開しなければなりません。そのため、附属病院においては附属病院災害対策マニュアルにBCP関連事項を新たに追記するとともに、大阪医科大学における教育、研究、施設、情報管理に関するBCPを新たに作成しました。また、取引業者における本法人と取引関係にあるBCPの作成状況とその内容が確認できるように取りまとめました。



#### 5) 「潜在的危機（リスク）の把握と管理」

現時点では潜在化しているものの、将来的には事業目標達成等に悪影響を及ぼす可能性がある危険な領域を特定し、未然にリスクの極小化を図るとともに、リスクの存在を可視化し、マネジメントに報告する体制を整えることは、学校法人経営のみならず多くのステークホルダーに対する悪影響を排除することにもつながります。

#### 6) 不完全な「危機管理」システムのリスク

「危機管理」システムが機能しない場合の悪循環の連鎖例として、「危機管理」システムの未整備→危機の発生・顕在化→本法人のブランドイメージ失墜→受験生・患者等の減少→帰属収支差額の落ち込みと、学校法人経営の行き詰まりに繋がっていきます。

#### 7) 「安全・安心な場所であること」

大学・大学院や中学・高等学校は、学生・生徒や教職員が安心して学び、働き、教育・研究活動に取り組める安全な場所でなければなりません。また診療・研究施設としての附属病院は、多くの患者や職員が行き来する公共性の高い場所であり、想定されるあらゆる危機の発生を未然に防止できる仕組みや体制の確立が求められます。万が一、安全を脅かす自然災害や事件・事故等が発生した場合、適切かつ対応可能な「危機管理」の仕組み作りと体制を確立しておくことは、患者や地域住民、教職員や学生・生徒や構内で業務を行う取引業者等ステークホルダーの身の安全を守ることは重要であり、危機管理に係る規程類等が役に立つことを願っています。

#### 8) 用語の意味

##### 「危機」

災害や火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で学生・生徒や教職員、患者等の生命若しくは身体又は大学法人の財産、名誉を傷つけ、もしくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態を意味します。

### 「危機管理」

危機が生じた際にどのように対応すべきか組織を指導し管理する調整された活動を指します。「危機管理」には危機の発見、評価、目標設定、予防対策、事前準備、緊急時及び収束時対応や本法人の場合、患者の適切な救済活動なども含みます。

### 「リスク」

経済的損失や人々の被る苦痛を含む損失、あるいは組織がその目標を達成することを妨げられる恐れのある潜在的危機を意味します。

本法人では、本基本マニュアル発行とは別にリスクの洗い出しや影響度の把握、リスクレベルの特定、可視化の推進、マネジメントへの定期的報告等についてフォローを進めています。

## 2. 「危機の事象例」

突然に発生し又は発生することが予測される様々な危機として、以下のよう具体的な事例があります。

- 1) 自然災害に関するリスク
  - ① 地震、風水害による人的、物的被害
- 2) 防犯に関するリスク
  - ① 不審者の侵入による盗難、傷害
- 3) 法令の遵守
  - ① 就業、サービス、賞罰、公益通報保護
  - ② 研究活動、研究不正、研究費不正使用
- 4) 雇用のリスク
  - ① 人事・労務に関するトラブル
  - ② 退職、待遇等の雇用に関するトラブル
- 5) 不祥事、事件・事故に関するリスク
  - ① セクハラ、アカハラ、差別、いじめ
- 6) 健康に関するリスク
  - ① 学生、職員のメンタル面の病気
  - ② 感染症（O157、SARS等）
  - ③ 食中毒
- 7) 労働災害に関するリスク
  - ① 労災事故
  - ② 化学物質の拡散による身体への悪影響
- 8) 施設に関するリスク
  - ① 火災、爆発、停電による人的、物的被害
  - ② 施設に起因する事故
- 9) 有害物質等に関するリスク
  - ① 毒劇物、放射性物質等の紛失等
- 10) 交通事故に関するリスク
  - ① 交通事故
- 11) 環境に関するリスク
  - ① エネルギー



- ② 化学物質
- ③ 廃棄物
- 1 2) 教育業務に関するリスク
  - ① 履修に関する事故（単位認定ミス、卒業判定ミス）
  - ② 実験・実習に関する事故（実験、フィールドワーク、体育実習の事故）
- 1 3) 研究業務に関するリスク
  - ① 動物実験
  - ② 遺伝子組換え実験、特定微生物実験
  - ③ 放射性実験
  - ④ 研究倫理
  - ⑤ 実験結果のねつ造、論文盗用
- 1 4) 研究費の不正使用に関するリスク
  - ① 研究費の不正使用
- 1 5) 医療業務に関するリスク
  - ① 医療事故
  - ② 医療過誤
  - ③ 院内感染
  - ④ クレーム・暴力行為
- 1 6) 知的財産権侵害に関するリスク
  - ① 著作権侵害、特許侵害
  - ② 利益相反違反
- 1 7) 不正経理に関するリスク
  - ① 旅費等の不正受給
- 1 8) 学生、児童・生徒に関するリスク
  - ① 課外活動に関するリスク
  - ② 競技中の事故
  - ③ 通学途中の交通事故
  - ④ 不祥事、犯罪
- 1 9) 情報に関するリスク
  - ① 個人情報情報の漏えい
- 2 0) コンピュータ、ネットワークに関するリスク
  - ① ネットワーク障害、ハッキング、ウイルス感染

- ② 電子ジャーナル・文献データベースへの不正アクセス
  - ③ コンピュータソフトウェア不正利用
  - ④ 不正コピーソフトウェアの使用
- 2 1) 入試業務に関するリスク
- ① 入試ミス
- 2 2) 経営に関するリスク（潜在的リスク）
- ① 運営資金に関するトラブル
  - ② 外部資金の減少
- 2 3) 社会的評価に関するリスク（潜在的リスク）
- ① 応募学生の減少、就職率の低下
  - ② 大学への苦情、地域との関係悪化
  - ③ 訴訟、賠償
- 2 4) 社会活動に関するリスク（潜在的リスク）
- ① テロ、破壊活動による被害
  - ② 風評、批判、中傷による被害
  - ③ マスコミ、インターネットにおける風評
  - ④ 詐欺等

### 3. 学校法人大阪医科薬科大学における「危機管理」に関する規程類

本法人は法人設立以来、長期間にわたって教育・研究・診療分野の活動実績を積み重ねており、法人、大学、附属病院、中学校・高等学校の各組織が、それぞれの組織や危機管理の事象に見合った規程類を作成するとともに、体制を構築しています。特に、近年、危険性が増している自然災害や火災等による大規模災害や附属病院で起こり得る大規模感染対策、あるいは教育・研究機関ならではの起こり得る危機等に対処できる仕組みが構築できています。

本法人における「2. 危機事象例」については、別表「学校法人大阪医科薬科大学「危機管理規程類マトリックスチャート」で体系的に網羅しており、学内関係者がホームページより常に参照できる状態になっています。

学校法人大阪医科薬科大学の危機管理に係る現存する規程等の体系

| 法・法人(総)            | 大・大学(大)      | 大・大学(大)                    | 大・大学(大)   | 大・大学(大)           | 大・大学(大)   | 大・大学(大)   | 大・大学(大)      | 大・大学(大)   |                |
|--------------------|--------------|----------------------------|-----------|-------------------|---|---|--------------|---|----------------|
| 全危機<br>体制          | 法            | 危機管理に関する基本規程               | H20.4.1   |                   | 危機管理基本マニュアル   |   | 委員会          | 1) コンプライアンス推進部<br>2) 学務<br>3) 研究<br>4) 附属病院<br>5) 附属病院又は附属施設                                  | 総務部総務課         |
|                    | 法            | 危機管理の計画に関する規程              | H20.4.1   |                   |   |   |              |   |                |
| 運営<br>リスク          | 大            | 法                          |           |                   | 消防計画 (H23.3.29)<br>地震防災ポットマニュアル (作成<br>中)                 |   |              | 防災管理室 (統括管理室) ; 総務部   | 総務部総務課         |
|                    |              | 法                          |           |                   | 災害対策委員会規程<br>(名称のみ規程、取扱いレベルは規<br>程)(H20.4.1)              | 災害対策委員会<br>※ 附属病院災害対策マニュアル<br>(名称・事務連絡対策部⇒B C<br>P) (H25.4) | 災害対策委員会      | 1) 総務部<br>2) 研究部<br>3) 附属病院<br>4) 附属病院<br>5) 附属病院<br>6) 附属病院<br>7) 附属病院<br>8) 附属病院<br>9) 附属病院 | 総務部総務課<br>一課   |
|                    | 大            |                            |           |                   | 学校安全の手引き (平成27年<br>度)                                     |   |              |   |                |
|                    | 法            |                            |           |                   |   |   |              |   | 総務部総務課<br>(保安) |
| 2) 防犯<br>(不審<br>者) | 大            |                            |           |                   | 「学生生活の安全」(学生生活の安全<br>の確保) (三書編研究開発 発、発<br>行出版社、2014年2月発行) |   |              |   |                |
|                    | 大            |                            |           |                   | 学校安全の手引き (平成27年<br>度)                                     |   |              |   |                |
| 法規制<br>上の<br>リスク   | 法            | 就業規程                       | H20.4.1   |                   |   |   |              |   |                |
|                    | 法            | 給与規程                       | H20.4.1   |                   |   |   |              |   |                |
|                    | 法            | 賞与規程                       | H22.12.14 | 賞与委員会規程 (H20.4.1) |   |   | 賞与委員会<br>総務部 | 1) 委員会、委員会1名及び委員若干名をもって組織する。<br>2) 委員長及び委員は、委員会事務局の事務官が中心となり、理事<br>長が中心となり組織・任命する。            | 総務部人事課         |
|                    | 法            | コンプライアンス委員会規程              | H20.4.1   |                   |   |   | コンプライアンス委員会  | 1) コンプライアンス推進部<br>2) 法人 (理事長) 2名<br>3) 大学 (学務部長) 2名<br>4) 病院 (院長) 2名                          | 総務部総務課         |
|                    | 法            | 公益通報者の保護に関する規程             | H20.4.1   |                   |   |   |              |   | 総務部総務課         |
|                    | 大            | 研究活動における不正行為への対応に<br>関する規程 | H20.4.1   |                   |   |   | 学務部<br>本学委員会 | 〔学務部委員会〕<br>学務部長、学務部副部長、<br>学務部副部長、学務部副部長<br>3名、本学の学務部副部長<br>1名                               |                |
|                    | 大            | 公的調査費管理規程                  | H20.4.1   |                   |   |   | 調査委員会        | 調査委員会<br>総務部<br>コンプライアンス推進センター  | 研究推進課          |
|                    | 大            | 適正使用委員会規程                  | H20.4.1   |                   |   | 研究員の適正使用のための<br>ハンドブック                                      | 適正使用委員会      | 委員長、委員は統括管理室長 (学務) が任命  |                |
| 大                  | 科学研究費補助金取組規程 | H20.4.1                    |           |                   | 科学研究費補助金取組規程<br>(H21.6.1)                                 |   |              |   |                |

別表：学校法人大阪医科薬科大学の「危機管理」関連規程マトリックスチャート (学内に限って閲覧可能)

#### 4. 「危機管理」システムを継続的に維持・管理することの重要性

- 1) 学生・生徒や教職員、患者の命を守り、危機発生時に地域社会に貢献することを第一義に、「危機管理」システムを体系的に整備し、誰もが容易に理解できる仕組みの構築と体制作りを継続的に行っていくことが重要です。
- 2) 潜在的リスクを含め、危険をいち早く察知・発見し、事件・事故の発生を未然に防ぐことが重要です。
- 3) 万が一、自然災害や事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被災者等の被害を最小限にとどめます。
- 4) 再発防止を徹底し、「教育・研究・診療面」に係る活動の速やかな復旧と再開ができる仕組みと体制作りを維持する必要があります。
- 5) 表面化していないものの、将来生ずる可能性が高い潜在的リスクについても継続的に情報収集し、マネジメントに定期的に報告する仕組みの構築や可視化した報告書による管理の仕組みを構築し維持する必要があります。
- 6) 本法人全体（法人、中学校・高等学校、大学、附属病院）の全体を統合管理できる仕組みの構築が必要です。
- 7) 学生・生徒や全教職員が常に「危機管理」意識を高く持ち、危機発生時に適切な対応ができるよう継続的な教育や訓練が必要です。